

体調不良者発生時の対応の流れについて

令和4年度第52回全国中学校
バスケットボール大会実行委員会

1、ベンチメンバー内に体調不良者が出た場合

(7:00～19:00)

- ① 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長にすぐに連絡し、詳細を説明する。
- ② 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長から大会事務局長まで状況の報告をし、指示を受ける。
- ③ #7119にチーム責任者が連絡する。対応可能な医療機関を確認し、大至急搬送する。受診し、医療機関が行う検査を受け、医師の診断を仰ぐ。
- ④-1 陽性だった場合、療養判定サイトに登録し、判定の内容に従うこと。
※多くが自宅療養できないため、療養施設に期間内は滞在することになる。
また宿泊先にて、陽性者と同室だった者を濃厚接触者とみなし、抗原検査キットによる検査を義務とする。その結果についても報告の義務を負う。
- ④-2 陰性だった場合、チームの活動への自粛は解除となる。体調不良者については、症状消失で参加を可能とする。
- ⑤ 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長に、診断結果を報告し、書類を提出する。虚偽の報告をすることのないよう、くれぐれも気をつけること。
- ⑥ 診断結果に応じ、日本中体連バスケットボール競技部ブロック長および大会事務局長は、関係各所に報告し、その後の対応について協議し、関係者に連絡し、引き続き対応を行う。

(19:00～7:00)

- ① 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長にすぐに連絡し、詳細を説明する。
- ② 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長から大会事務局長まで状況の報告をし、指示を受ける。
- ③ 大会事務局長から札幌市保健所夜間急病センターに連絡し、今後の対応について協議する。夜間急病センターに搬送する。受診・検査を受け、医師の診断を仰ぐ。
- ④-1 陽性だった場合、療養判定サイトに登録し、判定の内容に従うこと。
※多くが自宅療養できないため、療養施設に期間内は滞在することになる。
また宿泊先にて、陽性者と同室だった者を濃厚接触者とみなし、抗原検査キットによる検査を義務とする。その結果についても報告の義務を負う。
- ④-2 陰性だった場合、チームの活動への自粛は解除となる。体調不良者については、症状消失で参加を可能とする。

⑤ 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長に、診断結果を報告し、【別紙3】を提出する。虚偽の報告をすることのないよう、くれぐれも気をつけること。

⑥ 診断結果に応じ、該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長は、関係各所に報告し、その後の対応について協議し、関係者に連絡し、引き続き対応を行う。

2、応援団内に体調不良者が出た場合

チーム責任者が報告を受け、状況を把握し、該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長に連絡を取り、上述の流れのとおり動くこととなる。

3、陽性者が発生し、同室ですごしていた選手への対応

① 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長にすぐに連絡し、詳細を説明する。

② 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長から大会事務局長まで状況の報告をし、指示を受ける。

③ 各チームが準備する抗原検査キットを用いて、検査を行う。

④-1 陽性だった場合、大会事務局長に連絡する。大会事務局長から聞き取りを行い、状況確認後、保健所に連絡を取ってから、療養判定サイトに登録し、判定の内容に従うこととする。

※多くが自宅療養できないため、療養施設に期間内は滞在することになる。

④-2 陰性だった場合、チームの活動への自粛は解除となる。

⑤ 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長に、診断結果を報告し、【別紙3】を提出する。虚偽の報告をすることのないよう、くれぐれも気をつけること。

⑥ 診断結果に応じ、該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長は、関係各所に報告し、その後の対応について協議し、関係者に連絡し、引き続き対応を行う。

4、陽性者が発生し、そのチームと対戦したチーム全選手への対応

① 大会事務局長から該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長まで状況の報告をし、指示を受ける。

② 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長から該当チームに連絡が入り、詳細を確認する。

③ 各チームが準備する抗原検査キットを用いて、検査を行う。

④－１ 陽性だった場合、大会事務局長に連絡する。大会事務局長から聞き取りを行い、状況確認後、保健所に連絡を取ってから、療養判定サイトに登録し、判定の内容に従うこととする。

※多くが自宅療養できないため、療養施設に期間内は滞在することになる。

④－２ 陰性だった場合、チームの活動への自粛は解除となる。

⑤ 該当チーム所属の（公財）日本中学校体育連盟ブロック長および大会事務局長に、診断結果を報告し、【別紙３】を提出する。虚偽の報告をすることのないよう、くれぐれも気をつけること。

⑥ 診断結果に応じ、日本中体連バスケットボール競技部ブロック長および大会事務局長は、関係各所に報告し、その後の対応について協議し、関係者に連絡し、引き続き対応を行う。